次のとおり一般競争入札に付します。 令和6年2月7日

長野県安曇養護学校長 松嶋 則行

記

- 1 入札の目的 建設工事の請負契約
- 2 工 事 名 安曇養護学校浸水防止対策工事
- 3 工事個所名 北安曇郡池田町大字会染
- 4 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当する者であることとします。
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加できないとされた者でないこと。
- (2)長野県建設工事入札参加資格を有する者のうち、次の要件をすべて満たしている者であること。 ア 建築一式工事について入札参加資格を付与されていること。
 - イ 資格総合点数が817点以下であること。
 - ウ 北アルプス地域振興局管内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。
 - エ 建設業法 (昭和24年法律第100号) 第28条第3項の規定により営業停止の処分を受けていない者であること。
 - オ 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月18日付け22 建政技第337号)に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
 - カ 有効な経営事項審査を有している者であること。
 - キ 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- 5 工事完成期限 工事開始日(契約日の翌日)から約160日間(令和6年8月9日(金)まで) 債務負担行為設定済
- 6 前 払 金

原則として、1件の請負代金額が100万円以上の工事等について、請負代金額(当該会計年度の出来高予定額)の6割の範囲内で中間前払金を含む前金払をします。

7 部 分 払

原則として、1件の請負代金額が50万円以上の工事等について、規則の規定による回数の範囲 内で部分払をします。

8 関係図書等の縦覧期間及び場所等

建設工事請負契約書(案)、設計図書、入札心得を令和6年2月7日(水)から令和6年2月19日(月)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から午後5時まで次の場所において縦覧に供します。

北安曇郡池田町大字会染 6113-2 長野県安曇養護学校

電話 0261 (62) 4920

9 入札の手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和6年2月27日(火) 午前9時30分

イ 場所 長野県安曇養護学校 食堂

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、上記4に掲げる資格を有することを証する書類に経営事項審査結果通知書を添付して、令和6年2月19日(月)午後3時までに上記8の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書類等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 低入札価格調査制度の適用

低入札価格調査制度事務処理要領(平成 13 年 5 月 8 日付け 13 監技第 47 号)第 2 に規定する低入札価格調査制度の対象工事とし、同要領第 3 に規定する低入札価格調査基準価格の算定を適用します。

10 入札保証金

入札保証金の納付は免除します。ただし、落札者として決定された者が契約を締結しないときは、見積もった総額(消費税及び地方消費税を含む金額)の100分の5に相当する金額を納付しなければなりません。

11 入札の無効

次の各号の一に該当する入札書は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者の入札した入札書
- (2) 同一人が入札した2通以上の入札書
- (3) 入札参加者が協定して入札した入札書
- (4) 金額を訂正し、訂正印のない入札書
- (5) 記名、押印のない入札書
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書
- (7) 工事費内訳書を提出しない者が入札した入札書、又は未記入など不備がある工事費内訳書を提

出した者が入札した入札書

(8) 前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反して入札した入札書

12 債務負担行為 (有) (一部・全部) 無 支払限度額 令和 5 年度 請負代金額の 0%

令和6年度 請負代金額の100%

13 契約書作成の要否 必要とします。

14 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。落札価格の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった総額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載してください。

15 その他

詳細は、入札心得によります。

特別支援教育課